

## 平成31年度から解体工事を受注希望 される場合の取扱いが変わります

- 建設業法改正に伴い、平成28年6月から「解体工事業」が新設され、解体工事を施工する際は「解体工事業」許可が必要となりました。
- 本市では、同法の経過措置を踏まえ、「とび・土工工事業」でも競争入札参加資格登録等をしてきましたが、平成31年度から取扱いを変更します。

### 1 競争入札参加資格の新規取得申請をされる方

許可	～平成30年10月登録	平成31年4月登録	平成31年10月登録～
とび・土工工事業 (経過措置適用)	可	可 ただし、※の条件あり	不可
解体工事業	可	可	可

※ 平成31年5月末までに、①「解体工事業」許可取得を証明する書類、②「解体工事業」の総合評定値（P点）があり完成工事高（2年平均又は3年平均）が“0”でない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の2点の写しを提出してください（提出がない場合、参加停止とします）。

### 2 競争入札参加資格を平成30年度までに取得されている方

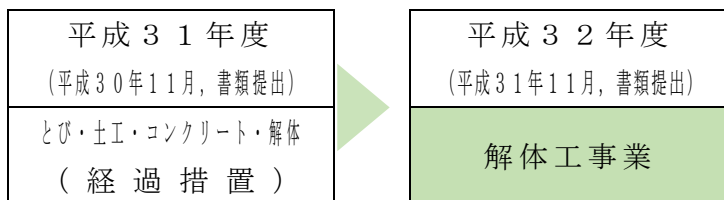
#### (1) 「とび・土工工事業」許可で取得された方

平成31年5月末までに、「解体工事業」許可取得を証明する書類の写しを提出してください（提出がない場合、参加停止とします）。

なお、平成31年6月以降に公告する入札は、「解体工事業」の総合評定値（P点）がある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しがない場合は参加できませんので、御注意ください。

#### (2) 格付の総合点数に算定する総合評定値

平成32年度の格付に当たっては、「解体工事業」の総合評定値（P点）を総合点数に算定します。



お問合せ先 京都市行財政局財政部契約課工事契約担当  
電話 075-222-3313